



大津市公報

平 成 31 年 2 月 1 日
第 2 2 6 7 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

告 示

- 7 市道の路線の認定について..... 1
- 8 市道の路線の変更について..... 3
- 9 道路の区域の決定について..... 4
- 10 道路の区域の変更について..... 5
- 11 道路の供用の開始について..... 6
- 12 歩行者専用道路の指定について..... 9
- 26 地縁による団体に係る告示事項の変更について..... 9
- 27 住民票の消除について.....10
- 28 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定について.....10
- 29 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の更新について.....10
- 30 生活保護法による指定介護機関の指定等について.....11
- 31 生活保護法による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定について.....11
- 32 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定について.....12
- 33 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定について.....12
- 34 平成21年告示第102号（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮の基準について）の一部改正.....12

公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....12
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....13
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....13

選挙管理委員会規程

- 1 大津市公職選挙法に基づく選挙運動に関する規程の一部改正.....14

告 示

大津市告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成31年1月15日から同月31日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

大津市長 越 直 美

路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
市道北0631号線	起点 大津市山百合の丘 終点 大津市山百合の丘	
市道北0632号線	起点 大津市山百合の丘 終点 大津市山百合の丘	
市道北0633号線	起点 大津市山百合の丘 終点 大津市山百合の丘	

市道北0634号線	起点 大津市山百合の丘 終点 大津市山百合の丘	
市道北2556号線	起点 大津市堅田一丁目字八ヶ坪 終点 大津市堅田一丁目字八ヶ坪	
市道北2557号線	起点 大津市堅田一丁目字八ヶ坪 終点 大津市堅田一丁目字八ヶ坪	
市道北6231号線	起点 大津市和邇中字畑田 終点 大津市和邇中字畑田	
市道北6232号線	起点 大津市和邇中字畑田 終点 大津市和邇中字畑田	
市道中0541号線	起点 大津市下阪本四丁目字の場 終点 大津市下阪本四丁目字の場	
市道中0542号線	起点 大津市下阪本四丁目字の場 終点 大津市下阪本四丁目字の場	
市道中0733号線	起点 大津市下阪本一丁目字南川原 終点 大津市下阪本一丁目字南川原	
市道中0734号線	起点 大津市下阪本一丁目字南川原 終点 大津市下阪本一丁目字南川原	
市道中1271号線	起点 大津市弥生町字西柳 終点 大津市弥生町字西柳	
市道中1549号線	起点 大津市勤学二丁目字浅郷 終点 大津市勤学二丁目字浅郷	
市道中2538号線	起点 大津市三井寺町字筒井 終点 大津市三井寺町字筒井	
市道中2539号線	起点 大津市三井寺町字筒井 終点 大津市三井寺町字筒井	
市道南0273号線	起点 大津市杉浦町字別保 終点 大津市杉浦町字別保	
市道南0274号線	起点 大津市杉浦町字別保 終点 大津市杉浦町字別保	
市道南3044号線	起点 大津市石山寺四丁目字別所 終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道南3045号線	起点 大津市石山寺四丁目字別所 終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道南3046号線	起点 大津市石山寺四丁目字別所 終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道南3047号線	起点 大津市石山寺四丁目字別所 終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道南3048号線	起点 大津市石山寺四丁目字別所 終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道南3049号線	起点 大津市石山寺四丁目字別所 終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道南3050号線	起点 大津市石山寺四丁目字別所 終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道東4128号線	起点 大津市大將軍一丁目字針田 終点 大津市大將軍一丁目字針田	

市道東4976号線	起点 大津市大萱七丁目字井関 終点 大津市大萱七丁目字井関	
市道東4977号線	起点 大津市大萱七丁目字井関 終点 大津市大萱七丁目字井関	
市道東4978号線	起点 大津市大萱六丁目字南川崎 終点 大津市大萱六丁目字南川崎	
市道東4979号線	起点 大津市大萱四丁目字草川 終点 大津市大萱四丁目字草川	
市道東5001号線	起点 大津市大江五丁目字権現 終点 大津市大江五丁目字権現	
市道東5002号線	起点 大津市大江五丁目字権現 終点 大津市大江五丁目字権現	
市道東5003号線	起点 大津市大江五丁目字権現 終点 大津市大江五丁目字権現	

(平成31年 1 月15日 掲示済)

大津市告示第 8 号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第 2 項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。

その関係図面は、平成31年 1 月15日から同月31日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

平成31年 1 月15日

大津市長 越 直 美

路 線 名		起 点 及 び 終 点	重要な経過地
市道北1045号線	旧	起点 大津市真野五丁目字須原 終点 大津市真野五丁目字須原	
	新	起点 大津市真野五丁目字須原 終点 大津市真野五丁目字須原	
市道中0731号線	旧	起点 大津市下阪本一丁目字南川原 終点 大津市下阪本一丁目字南川原	
	新	起点 大津市下阪本一丁目字南川原 終点 大津市下阪本一丁目字南川原	
市道中2637号線	旧	起点 大津市横木二丁目字後藤 終点 大津市横木二丁目字後藤	
	新	起点 大津市横木二丁目字後藤 終点 大津市横木二丁目字後藤	
市道東3487号線	旧	起点 大津市大江五丁目字権現 終点 大津市大江五丁目字権現	
	新	起点 大津市大江五丁目字権現 終点 大津市大江五丁目字権現	
市道東3495号線	旧	起点 大津市大江五丁目字権現 終点 大津市大江五丁目字権現	
	新	起点 大津市大江五丁目字権現 終点 大津市大江五丁目字権現	

(平成31年 1 月15日 掲示済)

大津市告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成31年1月15日から同月31日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
市道北0631号線	大津市山百合の丘12番46から 大津市山百合の丘12番29まで	6.0～12.0	70.0
市道北0632号線	大津市山百合の丘12番46から 大津市山百合の丘12番60まで	6.0～12.0	161.5
市道北0633号線	大津市山百合の丘12番38から 大津市山百合の丘12番43まで	6.0～12.0	69.0
市道北0634号線	大津市山百合の丘12番29から 大津市山百合の丘12番29まで	3.0～5.0	22.5
市道北1045号線	大津市真野五丁目字須原1705番8から 大津市真野五丁目字須原1706番1まで	6.0～12.0	68.8
市道北2556号線	大津市堅田一丁目字八ヶ坪998番5から 大津市堅田一丁目字八ヶ坪998番14まで	6.0～12.0	83.1
市道北2557号線	大津市堅田一丁目字八ヶ坪998番16から 大津市堅田一丁目字八ヶ坪998番17まで	6.0～12.0	16.8
市道北6231号線	大津市和邇中字畑田167番4から 大津市和邇中字畑田167番5まで	6.0～10.0	82.6
市道北6232号線	大津市和邇中字畑田160番15から 大津市和邇中字畑田165番7まで	2.0～5.0	29.7
市道中0541号線	大津市下阪本四丁目字的場2390番7から 大津市下阪本四丁目字的場2412番6まで	6.0～9.0	104.0
市道中0542号線	大津市下阪本四丁目字的場2412番4から 大津市下阪本四丁目字的場2412番4まで	6.0～10.0	14.0
市道中0731号線	大津市下阪本一丁目字南川原999番6から 大津市下阪本一丁目字南川原1038番1まで	6.0～12.6	175.1
市道中0733号線	大津市下阪本一丁目字南川原999番14から 大津市下阪本一丁目字南川原1034番20まで	6.0～11.5	91.4
市道中0734号線	大津市下阪本一丁目字南川原1027番27から 大津市下阪本一丁目字南川原1027番29まで	6.0～13.5	99.2
市道中1271号線	大津市弥生町字西柳622番6から 大津市弥生町字西柳622番12まで	6.0～12.0	82.1
市道中1549号線	大津市勤学二丁目字浅郷247番10から 大津市勤学二丁目字浅郷247番14まで	6.0～11.0	70.5
市道中2538号線	大津市三井寺町字筒井219番18から 大津市三井寺町字筒井219番6まで	6.0～11.0	81.0
市道中2539号線	大津市三井寺町字筒井219番2から 大津市三井寺町字筒井219番5まで	2.5	35.0
市道中2637号線	大津市横木二丁目字後藤566番4から 大津市横木二丁目字後藤565番14まで	6.0～12.0	215.6

市道南0273号線	大津市杉浦町字別保1017番20から 大津市杉浦町字別保1020番1まで	6.0~9.5	109.9
市道南0274号線	大津市杉浦町字別保1017番15から 大津市杉浦町字別保1017番13まで	6.0~8.5	28.5
市道南3044号線	大津市石山寺四丁目字別所161番20から 大津市石山寺四丁目字別所158番8まで	6.0~12.0	31.8
市道南3045号線	大津市石山寺四丁目字別所158番8から 大津市石山寺四丁目字別所161番21まで	6.0~12.0	12.5
市道南3046号線	大津市石山寺四丁目字別所161番16から 大津市石山寺四丁目字別所155番4まで	6.0~10.0	78.0
市道南3047号線	大津市石山寺四丁目字別所158番11から 大津市石山寺四丁目字別所158番6まで	6.0~12.0	26.0
市道南3048号線	大津市石山寺四丁目字別所145番5から 大津市石山寺四丁目字別所145番12まで	6.0~12.0	67.3
市道南3049号線	大津市石山寺四丁目字別所145番17から 大津市石山寺四丁目字別所145番18まで	6.0~12.0	21.2
市道南3050号線	大津市石山寺四丁目字別所145番21から 大津市石山寺四丁目字別所145番4まで	6.0~12.0	23.0
市道東3487号線	大津市大江五丁目字権現645番10から 大津市大江五丁目字権現638番4まで	6.0~11.0	182.6
市道東3495号線	大津市大江五丁目字権現644番4から 大津市大江五丁目字権現644番5まで	6.0~9.0	41.3
市道東4128号線	大津市大將軍一丁目字針田760番2から 大津市大將軍一丁目字針田760番1まで	6.0~10.0	47.0
市道東4976号線	大津市大萱七丁目字井関3097番1から 大津市大萱七丁目字井関3095番7まで	6.0~12.0	75.0
市道東4977号線	大津市大萱七丁目字井関3095番17から 大津市大萱七丁目字井関3094番4まで	6.0	47.0
市道東4978号線	大津市大萱六丁目字南川崎3015番4から 大津市大萱六丁目字南川崎2994番41まで	6.0~11.5	134.0
市道東4979号線	大津市大萱四丁目字草川2840番11から 大津市大萱四丁目字草川2840番10まで	6.0~11.5	109.5
市道東5001号線	大津市大江五丁目字権現644番8から 大津市大江五丁目字権現638番4まで	6.0~9.0	202.0
市道東5002号線	大津市大江五丁目字権現639番1から 大津市大江五丁目字権現639番3まで	6.0~12.0	24.5
市道東5003号線	大津市大江五丁目字権現639番8から 大津市大江五丁目字権現639番3まで	6.0~10.5	45.0

(平成31年1月15日揭示済)

大津市告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成31年1月15日から同月31日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	変 更 の 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
市道幹1012号線	大津市堅田一丁目字八ヶ坪1001番18から 大津市堅田一丁目字八ヶ坪1001番3まで	変更前	5.8	40.8
		変更後	6.0	
市道幹2122号線	大津市下阪本一丁目字南川原998番1から 大津市下阪本一丁目字南川原998番1まで	変更前	8.0	10.0
		変更後	最小 8.0～最大10.0	
	大津市下阪本一丁目字南川原1002番1から 大津市下阪本一丁目字南川原999番2まで	変更前	最小 7.2～最大12.2	34.4
		変更後	最小 7.4～最大12.2	
市道北0627号線	大津市山百合の丘12番4から 大津市山百合の丘12番2まで	変更前	6.0	12.0
		変更後	最小 6.0～最大29.0	
市道中1234号線	大津市弥生町字西柳622番19から 大津市弥生町字西柳622番13まで	変更前	4.6	40.6
		変更後	6.0	
市道中2512号線	大津市三井寺町字筒井219番9から 大津市三井寺町字筒井219番15まで	変更前	最小 5.2～最大 9.4	47.0
		変更後	最小 6.0～最大10.0	
市道中2528号線	大津市三井寺町字筒井219番15から 大津市三井寺町字筒井219番32まで	変更前	最小 7.0～最大16.0	71.0
		変更後	最小 8.0～最大20.0	
市道南0253号線	大津市別保一丁目字別保1032番から 大津市別保一丁目字別保1032番まで	変更前	最小 4.5～最大 6.4	22.2
		変更後	最小 6.2～最大 7.8	
市道南3014号線	大津市石山寺二丁目字寺津143番12から 大津市石山寺二丁目字寺津143番14まで	変更前	8.1	12.0
		変更後	6.0	
市道南3040号線	大津市石山寺四丁目字別所155番5から 大津市石山寺四丁目字別所155番31まで	変更前	最小 6.0～最大18.5	12.0
		変更後	6.0	
市道東4011号線	大津市大萱四丁目字草川2839番1から 大津市大萱四丁目字草川2837番まで	変更前	最小 1.8～最大 3.0	55.0
		変更後	最小 6.0～最大 6.4	
市道東4101号線	大津市大將軍一丁目字針田760番2から 大津市大將軍一丁目字針田761番4まで	変更前	5.0	12.0
		変更後	6.0	

(平成31年1月15日揭示済)

大津市告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年1月15日から同月31日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道幹 1012 号線	大津市堅田一丁目字八ヶ坪1001番18から 大津市堅田一丁目字八ヶ坪1001番3まで	平成31年1月15日
	大津市下阪本一丁目字南川原998番1から 大津市下阪本一丁目字南川原998番1まで	

市道幹2122号線	大津市下阪本一丁目字南川原1002番1から 大津市下阪本一丁目字南川原998番2まで	平成31年1月15日
市道北0631号線	大津市山百合の丘12番46から 大津市山百合の丘12番29まで	平成31年1月15日
市道北0632号線	大津市山百合の丘12番46から 大津市山百合の丘12番60まで	平成31年1月15日
市道北0633号線	大津市山百合の丘12番38から 大津市山百合の丘12番43まで	平成31年1月15日
市道北0634号線	大津市山百合の丘12番29から 大津市山百合の丘12番29まで	平成31年1月15日
市道北1045号線	大津市真野五丁目字須原1705番8から 大津市真野五丁目字須原1706番1まで	平成31年1月15日
市道北2556号線	大津市堅田一丁目字八ヶ坪998番5から 大津市堅田一丁目字八ヶ坪998番14まで	平成31年1月15日
市道北2557号線	大津市堅田一丁目字八ヶ坪998番16から 大津市堅田一丁目字八ヶ坪998番17まで	平成31年1月15日
市道北6231号線	大津市和邇中字畑田167番4から 大津市和邇中字畑田167番5まで	平成31年1月15日
市道北6232号線	大津市和邇中字畑田160番15から 大津市和邇中字畑田165番7まで	平成31年1月15日
市道中0541号線	大津市下阪本四丁目的場2390番7から 大津市下阪本四丁目的場2412番6まで	平成31年1月15日
市道中0542号線	大津市下阪本四丁目的場2412番4から 大津市下阪本四丁目的場2412番4まで	平成31年1月15日
市道中0731号線	大津市下阪本一丁目字南川原999番6から 大津市下阪本一丁目字南川原1038番1まで	平成31年1月15日
市道中0733号線	大津市下阪本一丁目字南川原999番14から 大津市下阪本一丁目字南川原1034番20まで	平成31年1月15日
市道中0734号線	大津市下阪本一丁目字南川原1027番27から 大津市下阪本一丁目字南川原1027番29まで	平成31年1月15日
市道中1234号線	大津市弥生町字西柳622番19から 大津市弥生町字西柳622番13まで	平成31年1月15日
市道中1271号線	大津市弥生町字西柳622番6から 大津市弥生町字西柳622番12まで	平成31年1月15日
市道中1549号線	大津市勸学二丁目字浅郷247番10から 大津市勸学二丁目字浅郷247番14まで	平成31年1月15日
市道中2512号線	大津市三井寺町字筒井219番9から 大津市三井寺町字筒井219番15まで	平成31年1月15日
市道中2528号線	大津市三井寺町字筒井219番15から 大津市三井寺町字筒井219番32まで	平成31年1月15日
市道中2538号線	大津市三井寺町字筒井219番18から 大津市三井寺町字筒井219番6まで	平成31年1月15日
市道中2539号線	大津市三井寺町字筒井219番2から 大津市三井寺町字筒井219番5まで	平成31年1月15日
市道中2637号線	大津市横木二丁目字後藤566番4から 大津市横木二丁目字後藤565番14まで	平成31年1月15日

市道南0253号線	大津市別保一丁目字別保1032番から 大津市別保一丁目字別保1032番まで	平成31年1月15日
市道南0273号線	大津市杉浦町字別保1017番20から 大津市杉浦町字別保1020番1まで	平成31年1月15日
市道南0274号線	大津市杉浦町字別保1017番15から 大津市杉浦町字別保1017番13まで	平成31年1月15日
市道南3044号線	大津市石山寺四丁目字別所161番20から 大津市石山寺四丁目字別所158番8まで	平成31年1月15日
市道南3045号線	大津市石山寺四丁目字別所158番8から 大津市石山寺四丁目字別所161番21まで	平成31年1月15日
市道南3046号線	大津市石山寺四丁目字別所161番16から 大津市石山寺四丁目字別所155番4まで	平成31年1月15日
市道南3047号線	大津市石山寺四丁目字別所158番11から 大津市石山寺四丁目字別所158番6まで	平成31年1月15日
市道南3048号線	大津市石山寺四丁目字別所145番5から 大津市石山寺四丁目字別所145番12まで	平成31年1月15日
市道南3049号線	大津市石山寺四丁目字別所145番17から 大津市石山寺四丁目字別所145番18まで	平成31年1月15日
市道南3050号線	大津市石山寺四丁目字別所145番21から 大津市石山寺四丁目字別所145番4まで	平成31年1月15日
市道東3487号線	大津市大江五丁目字権現645番10から 大津市大江五丁目字権現638番4まで	平成31年1月15日
市道東3495号線	大津市大江五丁目字権現644番4から 大津市大江五丁目字権現644番5まで	平成31年1月15日
市道東4011号線	大津市大萱四丁目字草川2839番1から 大津市大萱四丁目字草川2837番まで	平成31年1月15日
市道東4101号線	大津市大將軍一丁目字針田760番2から 大津市大將軍一丁目字針田761番4まで	平成31年1月15日
市道東4128号線	大津市大將軍一丁目字針田760番2から 大津市大將軍一丁目字針田760番1まで	平成31年1月15日
市道東4976号線	大津市大萱七丁目字井関3097番1から 大津市大萱七丁目字井関3095番7まで	平成31年1月15日
市道東4977号線	大津市大萱七丁目字井関3095番17から 大津市大萱七丁目字井関3094番4まで	平成31年1月15日
市道東4978号線	大津市大萱六丁目字南川崎3015番4から 大津市大萱六丁目字南川崎2994番41まで	平成31年1月15日
市道東4979号線	大津市大萱四丁目字草川2840番11から 大津市大萱四丁目字草川2840番10まで	平成31年1月15日
市道東5001号線	大津市大江五丁目字権現644番8から 大津市大江五丁目字権現638番4まで	平成31年1月15日
市道東5002号線	大津市大江五丁目字権現639番1から 大津市大江五丁目字権現639番3まで	平成31年1月15日
市道東5003号線	大津市大江五丁目字権現639番8から 大津市大江五丁目字権現639番3まで	平成31年1月15日

(平成31年1月15日掲示済)

大津市告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、次のように専ら歩行者の一般交通の用に供する道路を指定する。

平成31年1月15日

大津市長 越 直 美

路 線 名	指 定 年 月 日
市道北0634号線	平成31年1月15日
市道北6232号線	平成31年1月15日
市道中2539号線	平成31年1月15日

（平成31年1月15日掲示済）

大津市告示第26号

地縁による団体に係る告示事項の変更の届出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年2月1日

大津市長 越 直 美

地縁による団体の名称	変 更 事 項	変 更 年 月 日
坂本八区自治会	主たる事務所の所在地 大津市坂本六丁目15番3号 代表者の氏名及び住所 氏名 山口 秀樹 住所 大津市坂本六丁目15番3号	平成30年4月1日
松原四区町内会	代表者の氏名及び住所 氏名 舘 光伸 住所 大津市松原町19番32号	平成30年4月16日
松本上町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 石田 英之 住所 大津市石場4番34号	平成30年4月22日
国分一丁目2区自治会	主たる事務所の所在地 大津市国分一丁目29番7号 代表者の氏名及び住所 氏名 金森 雅美 住所 大津市国分一丁目29番7号	平成30年4月15日
神領北町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 瀧口 秀夫 住所 大津市神領一丁目7番14号	平成30年4月29日
比良麓の会	代表者の氏名及び住所 氏名 今西 民也 住所 大津市北比良985番地の96	平成30年4月8日
大石東町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 野上 豊 住所 大津市大石東一丁目10番23号	平成30年5月6日
大江東北自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 長崎 俊昭 住所 大津市大江五丁目14番21号	平成30年3月11日

大津市告示第27号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を削除した。
平成31年2月1日

大津市長 越 直 美

住 所	氏 名	生年月日	性別	消除年月日
大津市神領二丁目23番2号	石野 春男	昭和11年3月12日	男	平成31年1月8日
大津市大將軍三丁目10番24号ハイスマス302号	川野 清香	昭和12年2月10日	女	平成31年1月8日
大津市大將軍一丁目7番17号ウェルビレッジ瀬田105号	仲榮眞 トシ	昭和13年10月30日	女	平成31年1月8日
大津市大江一丁目1番1号東レ女子寮	吉岡 ツタ子	昭和25年3月25日	女	平成31年1月8日

大津市告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

平成31年2月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定年月日	事業所番号
医療法人藤樹会自立生活援助事業所オアシスの郷	大津市桜野町一丁目10番5号	医療法人藤樹会	大津市滋賀里一丁目18番41号	自立生活援助	平成31年2月1日	2510101781
医療法人藤樹会自立生活援助事業所やすらぎ	大津市中庄一丁目15番18号クレストビル2階	医療法人藤樹会	大津市滋賀里一丁目18番41号	自立生活援助	平成31年2月1日	2510101799

大津市告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年2月1日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	更新年月日
かすが調剤薬局	大津市和邇中316番地の1	育成医療及び更生医療	薬局	平成31年2月1日
かたた薬局	大津市今堅田二丁目26番18号	育成医療及び更生医療	薬局	平成31年2月1日
比良薬局	大津市本堅田一丁目18番17号	育成医療及び更生医療	薬局	平成31年2月1日
唐崎薬局	大津市唐崎三丁目21番8号	育成医療及び更生医療	薬局	平成31年2月1日
フロンティア薬局本宮店	大津市本宮二丁目9番26号	育成医療及び更生医療	薬局	平成31年2月1日

本宮調剤薬局	大津市本宮二丁目 9 番 27 号	育成医療及び更生医療	薬局	平成 31 年 2 月 1 日
ふれあい薬局・富士見台	大津市富士見台 14 番 16 号	育成医療及び更生医療	薬局	平成 31 年 2 月 1 日

大津市告示第 30 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したものと及び指定介護機関のうち変更の届出があったものについて、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

平成 31 年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したものの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
松が丘プラス薬局	大津市松が丘七丁目 16 番 23 号	有限会社プラス薬局	大津市青山三丁目 15 番 13 号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 30 年 10 月 1 日

2 変更の届出があったものの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
(変更前) トータルケアライフ株式会社コンソルテ瀬田居宅介護支援事業所	大津市萱野浦 22 番 60 号 101	トータルケアライフ株式会社	大津市大江一丁目 3 番 20 号	居宅介護支援	平成 27 年 4 月 1 日
(変更後) トータルケアライフ株式会社コンソルテ居宅介護支援事業所					
トータルケアライフ株式会社コンソルテ居宅介護支援事業所	(変更前) 大津市萱野浦 22 番 60 号 101	トータルケアライフ株式会社	大津市大江一丁目 3 番 20 号	居宅介護支援	平成 28 年 3 月 14 日
	(変更後) 大津市大江一丁目 3 番 15 号メゾン・ド・コンソルテ 1 F				

大津市告示第 31 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づき医療扶助のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

平成 31 年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にとっては、施術所の名称及び所在地）	指定年月日
有野 康介	大津市中央一丁目 5 番 10 - 1101 号	平成 30 年 12 月 4 日

大津市告示第32号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したものについて、同法第55条の 3 の規定により次のとおり告示する。

平成31年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
松が丘プラス薬局	大津市松が丘七丁目16番23号	有限会社プラス薬局	大津市青山三丁目15番13号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成30年10月1日

大津市告示第33号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき医療支援給付のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、同法第55条の 3 の規定により次のとおり告示する。

平成31年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にあつては、施術所の名称及び所在地）	指定年月日
有野 康介	大津市中央一丁目 5 番10 - 1101号	平成30年12月4日

大津市告示第34号

平成21年告示第102号（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮の基準について）の一部を次のように改正する。

平成31年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 2 項中「市街地再開発事業」を「市街地開発事業」に改める。

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成31年 1 月11日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都府久世郡久御山町相島村内 36番地の 3 株式会社巴山土木 代表取締役 巴山 久夫	大津市中野二丁目字前田299番1の一部、同番4の一部、300番の一部、同番3の一部、310番の一部、317番の一	4,771.81㎡	平成31年1月9日	第1449号

	部、318番の一部、319番の一部、330番の一部、331番の一部、333番の一部、1280番の一部及び1281番の一部			
大津市別保二丁目 8 番35号 株式会社高栄ホーム 代表取締役 北井 博	開発区域 大津市国分一丁目字西出594番10、同番11、599番1、600番1、601番1、同番2、602番1、同番2、603番1、606番1及び同番2並びに上記地先大津市法定外道路及び普通河川等 開発行為に関する工事の区域 大津市国分一丁目字西出593番3、597番2の一部、599番2の一部及び同番3の一部並びに上記地先大津市道、大津市法定外道路及び普通河川等	開発区域 6,658.93㎡ 開発行為に関する工事の区域 183.21㎡	平成31年 1月11日	第1450号
大津市大江四丁目 8 番 3 号 有限会社アズコーポレーション 代表取締役 浅貝 克彦	開発区域 大津市大將軍三丁目字堂山291番2、292番1及び295番1 開発行為に関する工事の区域 大津市大將軍三丁目字堂山295番2の一部及び296番2の一部並びに上記地先大津市法定外道路	開発区域 1,139.17㎡ 開発行為に関する工事の区域 31.73㎡	平成31年 1月11日	第1451号

(平成31年1月11日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成31年1月21日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市仰木の里三丁目 7 番 1 - 101号 岩本 晶男、岩本 理恵	開発区域 大津市仰木二丁目字柱4591番1 開発行為に関する工事の区域 上記地先大津市道	開発区域 396.94㎡ 開発行為に関する工事の区域 65.37㎡	平成31年 1月17日	第1452号

(平成31年1月21日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成31年1月23日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市際川三丁目32番7号 株式会社真栄ハウジング 代表取締役 村山 栄基	開発区域 大津市下阪本二丁目字南川 原970番1、同番2、971 番、992番、同番1及び993 番1並びに上記地先大津市 法定外道路及び普通河川等 開発行為に関する工事の区域 大津市下阪本二丁目字南川 原992番2の一部、993番2 の一部及び995番4の一部 並びに上記地先一級河川四 ツ谷川、大津市法定外道路 及び普通河川等	開発区域 4,217.04㎡ 開発行為に関する 工事の区域 466.06㎡	平成31年 1月21日	第1453号

(平成31年1月23日揭示済)

選挙管理委員会規程

大津市選挙管理委員会規程第1号

大津市公職選挙法に基づく選挙運動に関する規程(平成7年選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

平成31年2月1日

大津市選挙管理委員会

委員長 北 井 征 暁

目次中「市長の選挙における選挙運動用ビラ(第3条の2~第3条の5)」を「選挙運動用ビラ(第3条の2-第3条の5)」に、「第4条~第8条」を「第4条-第8条」に、「文書図面」を「文書図画」に、「第10条~第12条」を「第10条-第12条」に、「第13条~第17条」を「第13条-第17条」に、「第18条~第27条」を「第18条-第27条」に、「第31条~第39条」を「第31条-第39条」に、「第40条~第51条」を「第40条-第51条」に改める。

「第2章の2 市長の選挙における選挙運動用ビラ」を「第2章の2 選挙運動用ビラ」に改める。

第48条から第51条までを削る。

第47条中「第8条」を「第11条」に、「様式第36号」を「様式第41号」に、「第45条第2項」を「第49条第2項」に改め、同条を第51条とする。

第46条中「様式第35号」を「様式第40号」に改め、同条を第50条とする。

第45条第1項中「第8条」を「第11条」に、「様式第33号」を「様式第38号」に改め、同条第2項中「様式第34号」を「様式第39号」に改め、同条第3項中「第7条」を「第10条」に改め、同条を第49条とする。

第44条中「第6条」を「第9条」に、「第7条」を「第10条」に、「様式第32号」を「様式第37号」に改め、同条を第48条とする。

第43条の次に次の4条を加える。

(選挙運動用ビラの作成に係る契約の締結の届出書)

第44条 公費負担条例第6条の規定の適用を受けようとする候補者は、公費負担条例第7条に規定する有償契約を締結したときは、直ちに選挙運動用ビラの作成に係る契約の締結の届出書(様式第32号)を、当該契約に関する書面の写しを添付して、委員会に提出しなければならない。

(選挙運動用ビラの作成枚数の確認)

第45条 候補者(前条の規定による届出をした者に限る。以下この条及び次条において同じ。)は、公費負担条例第8条の規定による確認(以下「ビラの作成枚数の確認」という。)を受けようとするときは、選挙運動用ビラの作成枚数の確認申請書(様式第33号)を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、ビラの作成枚数の確認をしたときは、選挙運動用ビラの作成枚数の確認書(様式第34号)を当該確認の申請をした候補者に交付するものとする。

3 候補者は、ビラの作成枚数の確認を受けたときは、直ちに、前項の確認書を公費負担条例第7条に規定する

有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）に提出しなければならない。

（選挙運動用ビラの作成に係る証明書）

第46条 候補者は、ビラ作成業者に対し、選挙運動用ビラ作成証明書（様式第35号）を、作成の実績に基づいて作成し、提出しなければならない。

（選挙運動用ビラの作成に係る請求書の提出）

第47条 ビラ作成業者は、公費負担条例第 8 条の規定による請求をしようとするときは、選挙運動用ビラの作成に係る請求書（様式第36号）を、第45条第 2 項の確認書及び前条の証明書を添付して、市長に提出しなければならない。

様式第 1 号の 2 及び様式第 1 号の 3 中「大津市長選挙」を「 選挙」に改める。

様式第 1 号の 4 中「大津市長選挙」を「 選挙」に、「が16,000枚」を「が法定枚数（大津市長選挙の場合には16,000枚、大津市議会議員選挙の場合には4,000枚）」に、「、16,000枚」を「、当該法定枚数」に改める。

様式第37号から様式第41号までを削る。

様式第36号中「第47条関係」を「第51条関係」に、「第 8 条」を「第11条」に改め、同様式を様式第41号とする。

様式第35号中「第46条関係」を「第50条関係」に改め、同様式を様式第40号とする。

様式第34号中「第45条関係」を「第49条関係」に、「第 8 条」を「第11条」に改め、同様式を様式第39号とする。

様式第33号中「第45条関係」を「第49条関係」に、「第 8 条」を「第11条」に改め、同様式を様式第38号とする。

様式第32号中「第44条関係」を「第48条関係」に改め、同様式を様式第37号とする。

様式第31号の次に次の 5 様式を加える。

様式第32号 (第44条関係)

選挙運動用ビラの作成に係る契約の締結の届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成に係る契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

(宛先)

大津市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙
候補者

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日	電話	枚	円	
年 月 日	電話	枚	円	
年 月 日	電話	枚	円	
年 月 日	電話	枚	円	

備考 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第33号 (第45条関係)

選挙運動用ビラの作成枚数の確認申請書

選挙運動用ビラの作成枚数について、大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

(宛先)

大津市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙
候補者

記

1 契約年月日 年 月 日

2 契約の相手方の住所

氏名 (名称及び代表者名)

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累計枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

- 備考 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者から大津市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累計枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

様式第34号 (第45条関係)

選挙運動用ビラの作成枚数の確認書

確認番号

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

大津市選挙管理委員会
委員長

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

4 契約業者名

- 備考 1 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、大津市に支払を請求することはできません。

様式第35号 (第46条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおりビラ作成業者が選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2 ビラ作成業者が天津市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、天津市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

枚数

ア 天津市長選挙 16,000枚

イ 天津市議会議員選挙 4,000枚

限度額

7円51銭(単価) × 当該作成枚数 = 限度額

様式第36号 (第47条関係)

選挙運動用ビラの作成に係る請求書

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

氏名又は名称

電 話 ()

記

1 請 求 金 額		円
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり	
3 選 挙 の 種 類	年 月 日執行	選挙
4 候 補 者 の 氏 名		

5 債 権 者 コ ー ド	コードを登録している業者のみ				
6 金融機関名、口座名及び口座番号 債権者コードを記入された業者は書き込む必要はありません。	金融機関名	銀行・金庫 農協		支店・出張所 支所	
	預金種別	普通・当座	口座番号		
	口座名義	フリガナ			

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラの作成枚数の確認書及び選挙運動用ビラの作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、大津市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚 (2 種類の場合には各 1 枚) を添付してください。

(別紙)

請求内訳書
(選挙運動用ビラの作成)

区 分	単 価 (a)	枚 数 (b)	金 額 (a) × (b)	備 考
作成金額	円 銭	枚	円	
基準限度額	7 円 51 銭	枚	円	
請求金額	円 銭	枚	円	

備考 1 基準限度額の「枚数」欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

2 請求金額の「単価」欄には、作成金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。

3 請求金額の「枚数」欄には、作成金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。